

< 資料編 >

目 次

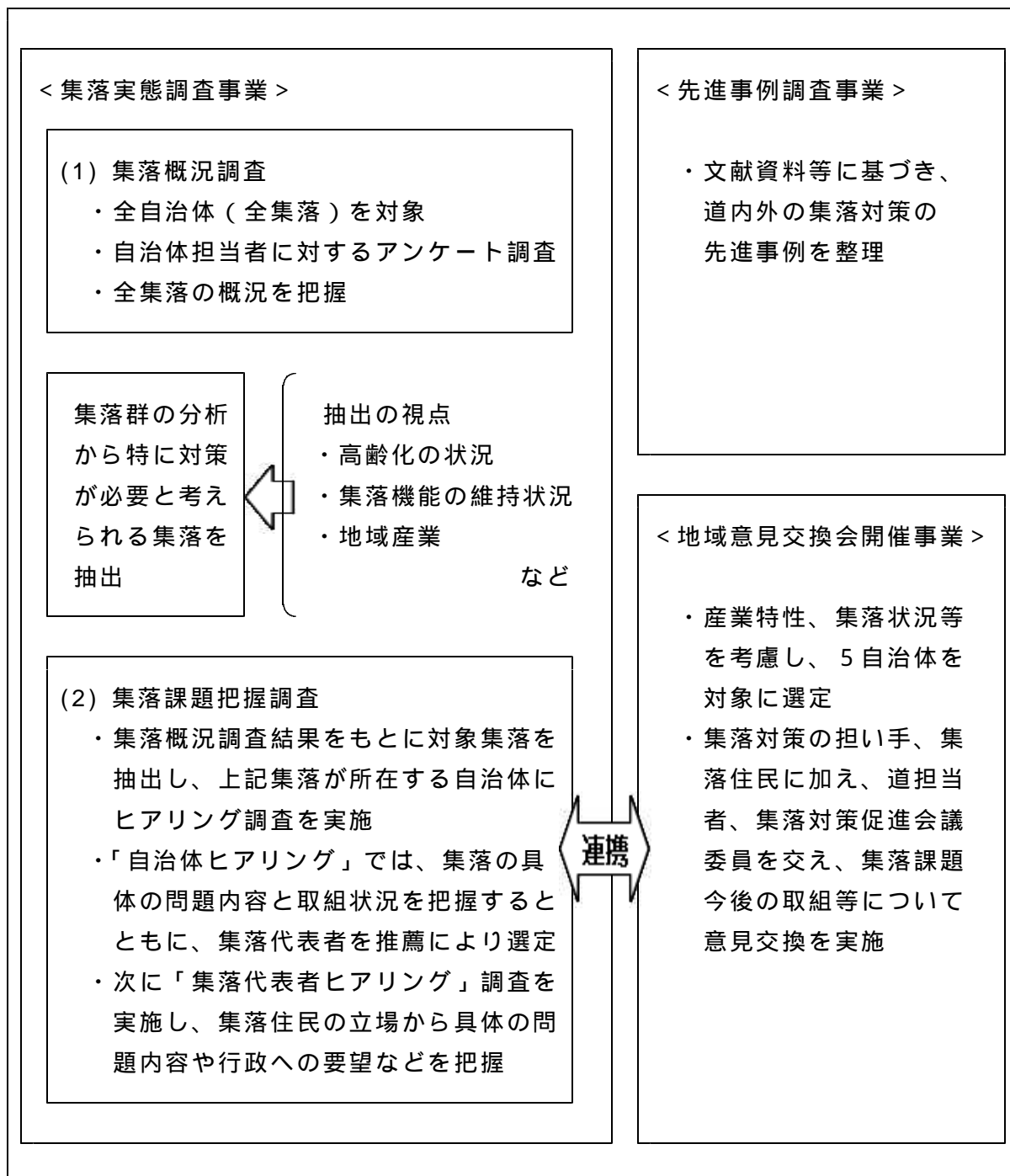
第 1	平成 2 3 年度北海道集落实態調査	1
1	調査概要	1
2	北海道における集落の現況	2
(1)	人口及び人口増減率の推移	2
(2)	市部・郡部別人口の推移	2
(3)	振興局別人口の推移	3
(4)	年齢（3 区分）別人口の推移	3
(5)	人口規模別集落数	4
(6)	集落の高齢化率（65 歳以上人口割合）	4
(7)	集落の基幹産業	5
(8)	集落の立地条件	5
(9)	集落機能の維持状況	5
(10)	人口規模別の集落機能の維持状況	6
(11)	高齢化率別の集落機能の維持状況	6
(12)	基幹産業別集落の現況	7
3	基幹産業別集落の状況	8
(1)	稲作集落	8
(2)	畑作集落	8
(3)	酪農集落	9
(4)	漁業集落	9
4	人口類型別集落の状況	10
(1)	人口類型 A	10
(2)	人口類型 B	11
(3)	人口類型 C	11
第 2	集落維持・活性化推進事業（地域づくり総合交付金）の概要	12
第 3	集落の課題解決に活用できる関連施策	13
第 4	集落対策に関する先進的な取組（例）	24

第1 平成23年度北海道集落実態調査

1 調査概要

平成23年度の北海道集落実態調査においては、道内179市町村の3,757集落における現状及び課題を次のとおり取りまとめています。

本調査は、「集落実態調査事業」「先進事例調査事業」「地域意見交換会開催事業」の3つの事業から構成され、調査業務の内容など、次のような全体構成となっています。

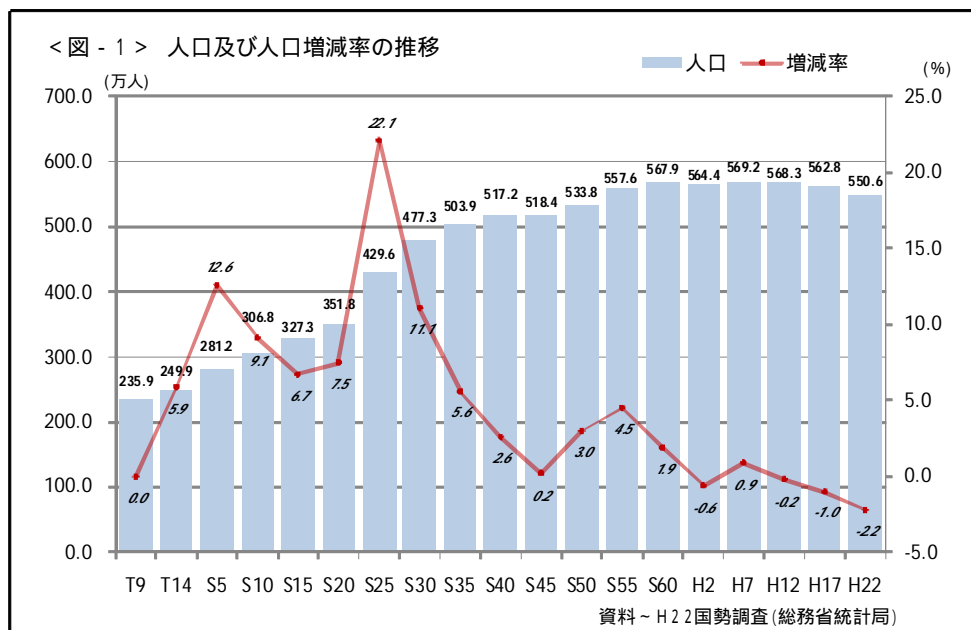


2 北海道における集落の現況

(1) 人口及び人口増減率の推移

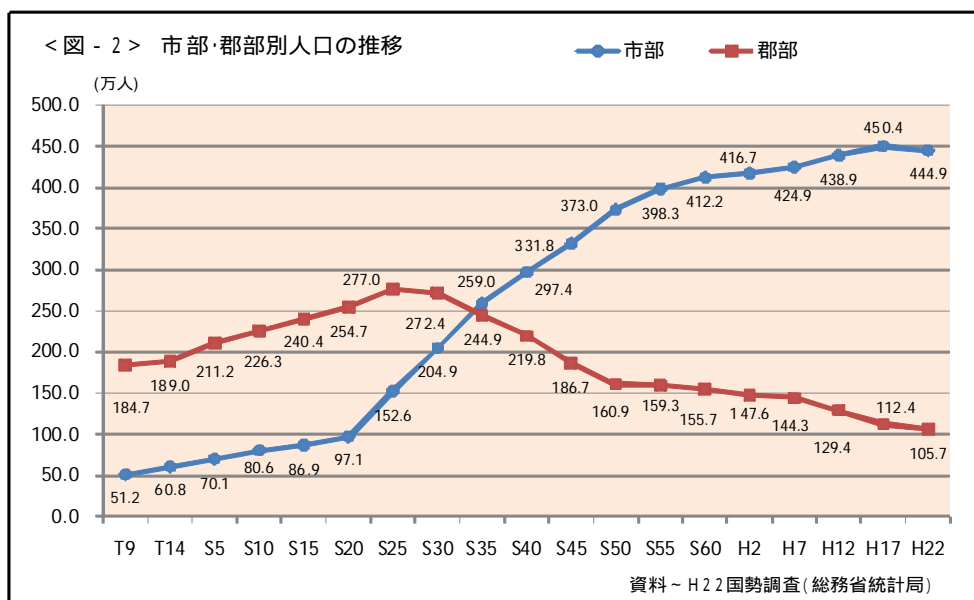
北海道の集落について、平成22年に行われた国勢調査によると、平成22年10月1日現在の北海道の総人口は5,506千人で前回の国勢調査の5,628千人に比べ、122千人減少（減少率2.2%）しています。

これまでの人口の推移を見ると、昭和60年までは一貫して増加していましたが、平成2年に初めて減少し、平成7年には一度増加に転じたものの、平成12年以降は再び減少が継続しています。



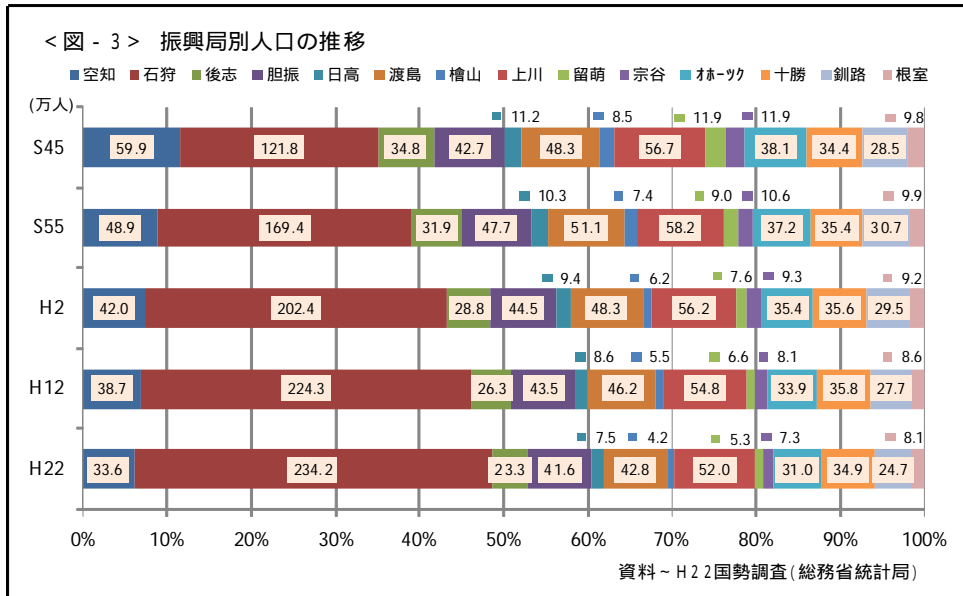
(2) 市部・郡部別人口の推移

市部・郡部別人口では、市部が4,449千人、郡部が1,057千人で、総人口に占める割合は、市部80.8%、郡部19.2%となっています。平成17年に比べ、市部は54千人（1.2%）減少しましたが、人口割合は0.8ポイント上昇し、郡部は67千人（6.0%）減少し、人口割合も0.8ポイント低下しています。



(3) 振興局別人口の推移

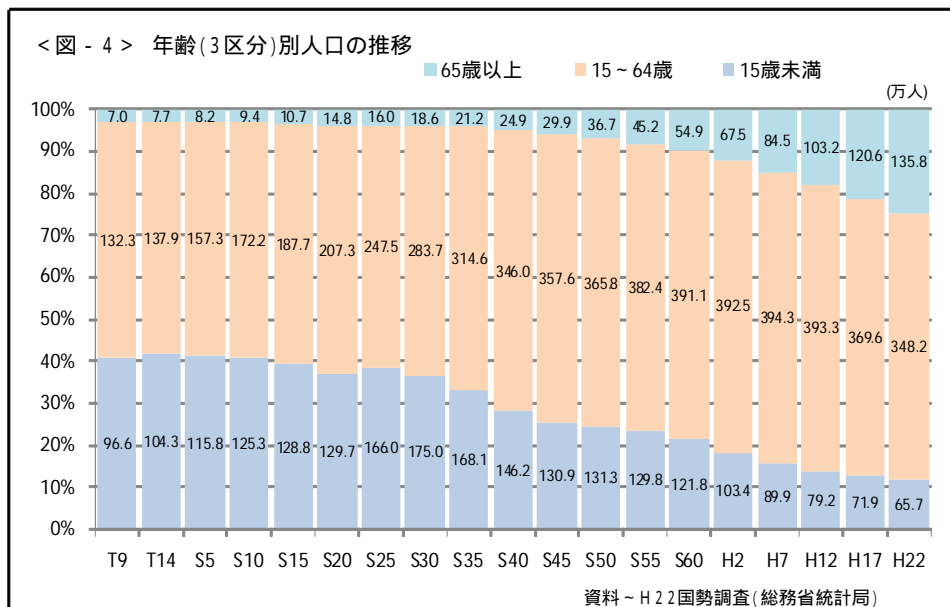
振興局別人口では、平成12年調査と比べ、人口が増加したのは石狩振興局のみで増加数は99千人となっています。また、総人口に占める石狩振興局の割合は42.5%と全道の4割以上を占めています。



(4) 年齢(3区分)別人口の推移

年齢3区分別の人口をみると、15歳未満の年少人口が657千人(総人口の11.9%)、15～64歳の生産年齢人口が3,482千人(同63.2%)、65歳以上の老年人口が1,358千人(同24.7%)となっており、平成17年と比べると、年少人口が62千人(8.6%)、生産年齢人口が214千人(5.8%)の減少となっているのに対し、老年人口が152千人(12.6%)増加しています。

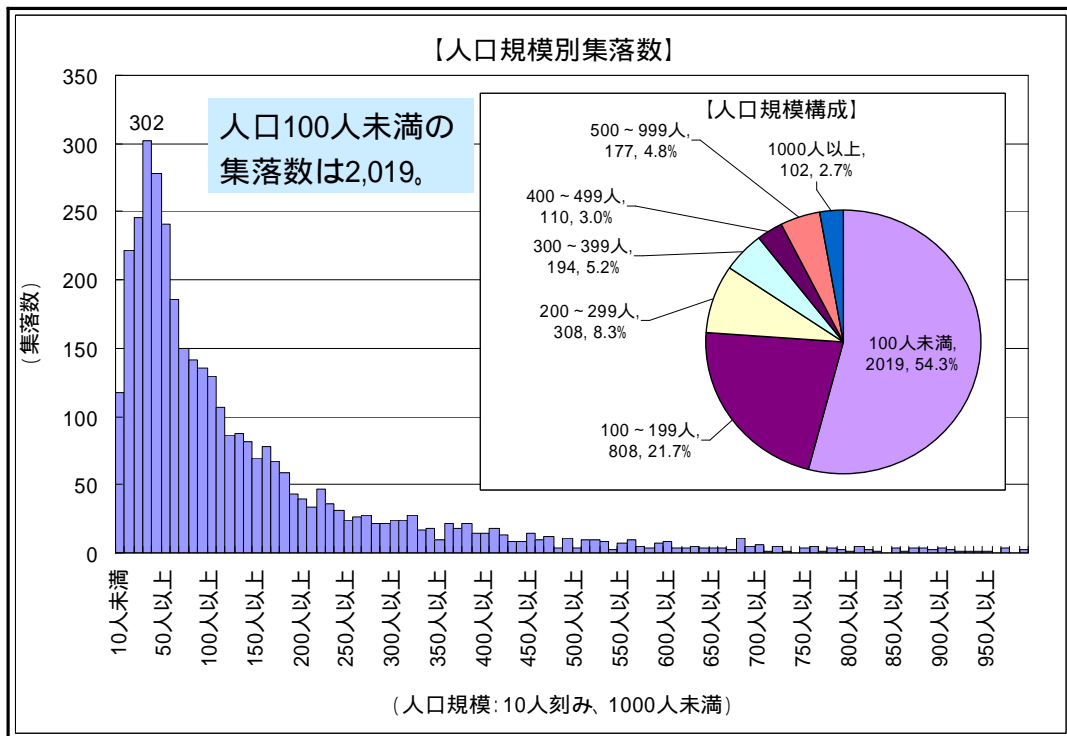
また、総人口に占める割合は、年少人口が0.8ポイント、生産年齢人口が2.4ポイント低下しているのに対して、老年人口が3.3ポイント上昇しており、前回調査で初めて20.0%を超えた老年人口の割合が今回調査でさらに高まり、少子・高齢化が進行していることを示しています。



(5) 人口規模別集落数

人口規模では、道内市町村179団体のアンケートに対する回答から、3,757集落のうち、半数以上となる54.3%が100人未満の小さい集落となっています。

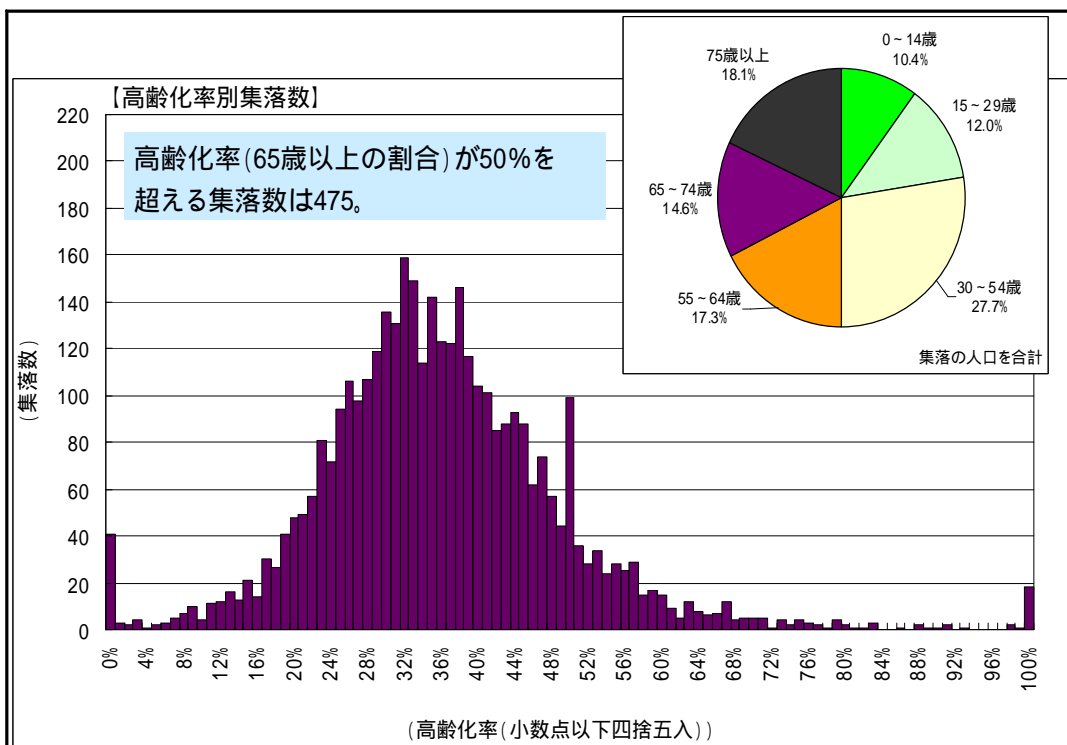
< 図 - 5 > 人口規模別集落数の状況



(6) 集落の高齢化率（65歳以上人口割合）

高齢化率では、平均で36%、集落人口を年齢構成で見ると、約半数が55歳以上となっています。

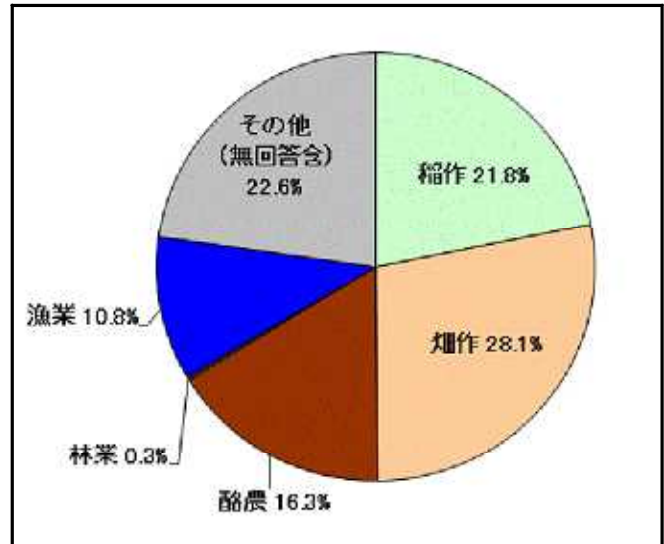
< 図 - 6 > 高齢化率別集落数の状況



(7) 集落の基幹産業

基幹産業では、全体のうち、稲作、畑作、酪農が合計66.2%、漁業10.8%、林業0.3%となっておりますが、無回答、基幹産業となる産業無しとの回答が数多くあります。

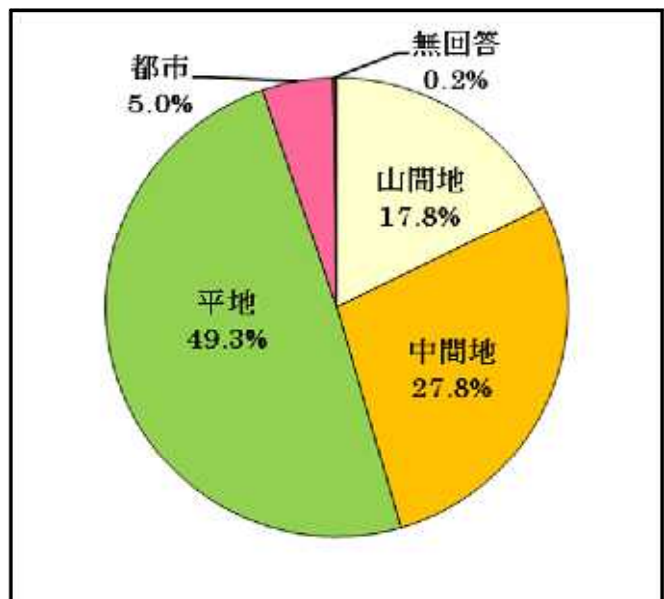
< 図 - 7 > 基幹産業別集落数の割合



(8) 集落の立地条件

集落の立地条件では、平地が49.3%と全体の約5割を占めるほか、中間地が27.8%、山間地が17.8%となっています。

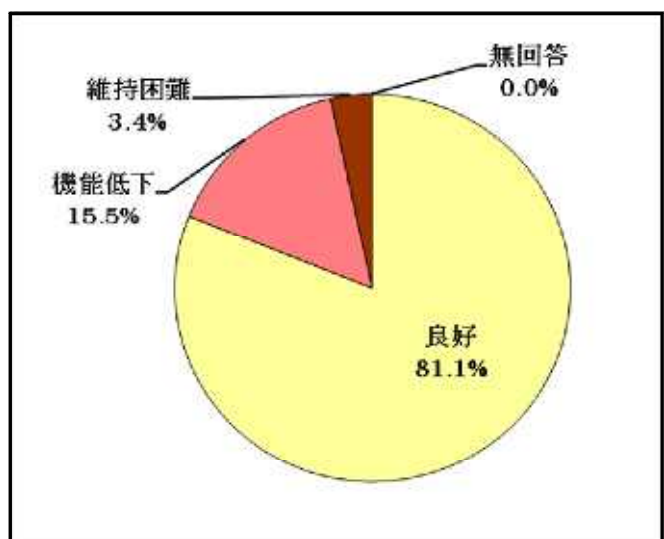
< 図 - 8 > 立地条件別集落数の割合



(9) 集落機能の維持状況

集落機能の維持状況では、良好が81.1%を占め、機能低下が15.5%、維持困難が3.4%となっており、全体の約2割で集落機能の低下が見られます。

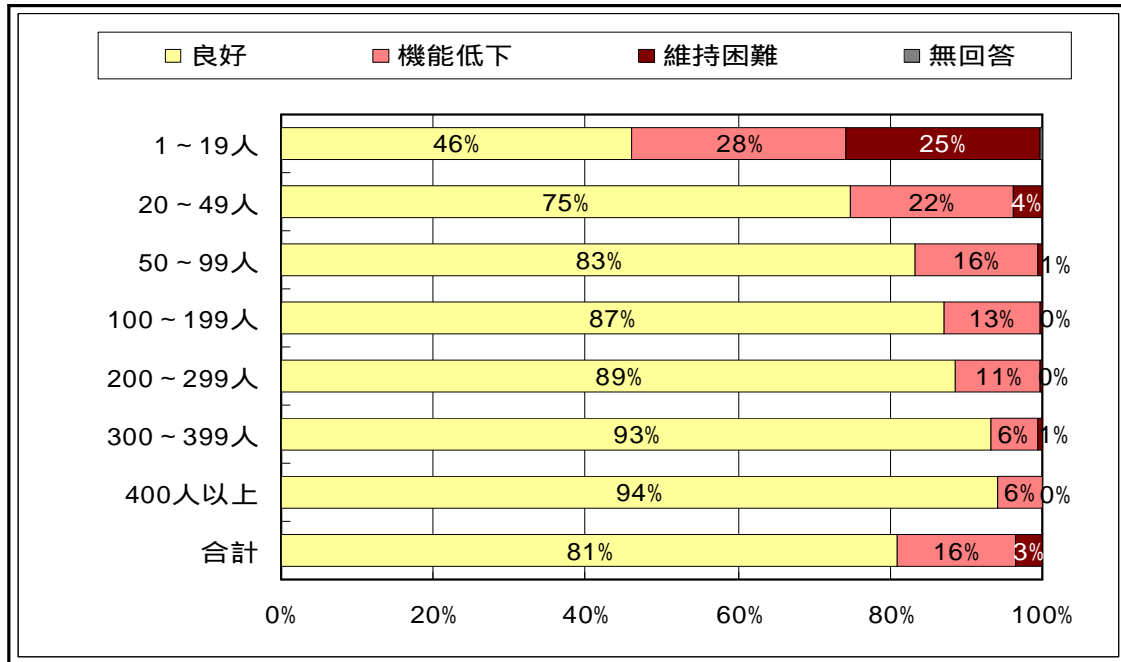
< 図 - 9 > 集落機能維持状況別集落数の割合



(10) 人口規模別の集落機能の維持状況

人口規模別の集落機能の維持状況では、集落人口が少ないほど、集落機能の低下又は維持が困難となっている傾向が見られ、特に50人未満の集落では、その傾向が顕著となっています。

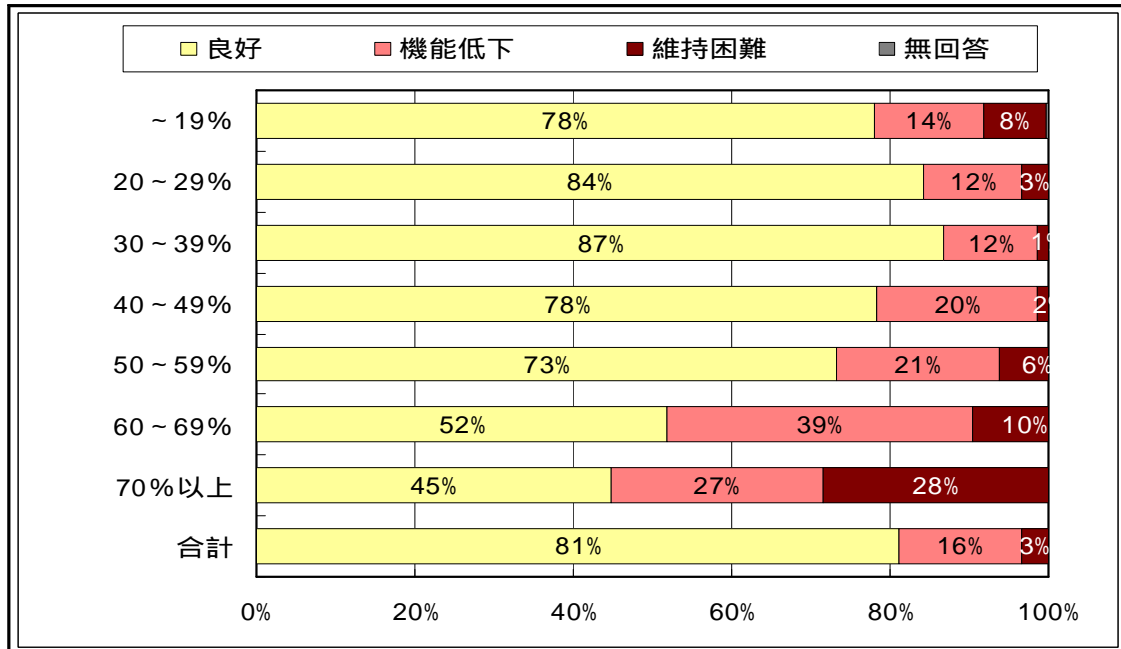
< 図 - 10 > 人口規模別集落機能の維持状況の割合



(11) 高齢化率別の集落機能の維持状況

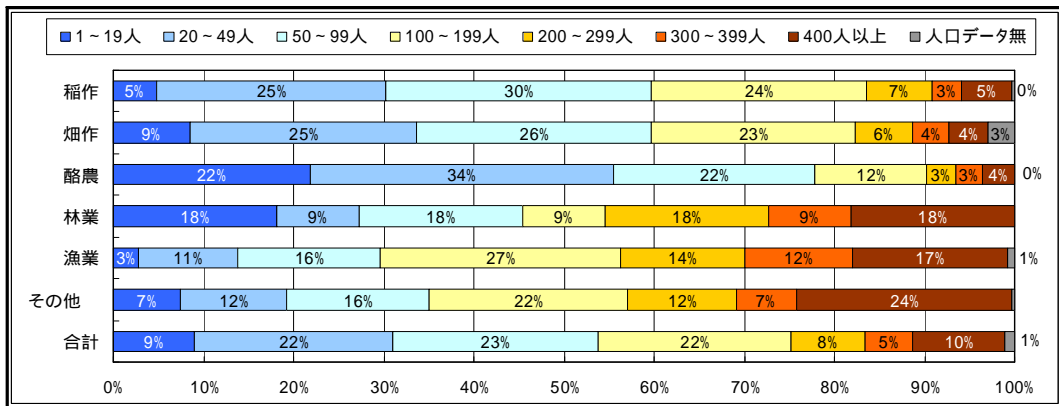
高齢化率別の集落機能の維持状況は、高齢化率が高いほど、集落機能の低下又は維持が困難となっている傾向が見られ、特に高齢化率が60%以上の集落では、その傾向が顕著となっています。

< 図 - 11 > 高齢化率別集落機能の維持状況の割合

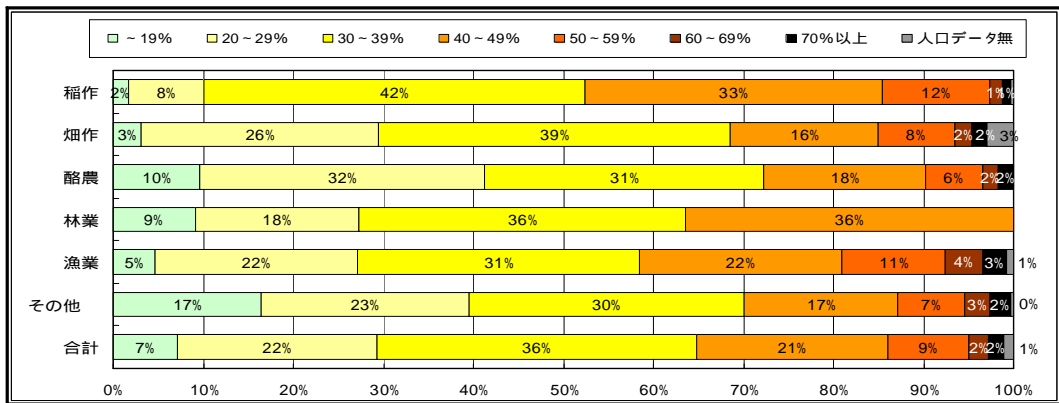


(12) 基幹産業別集落の現況

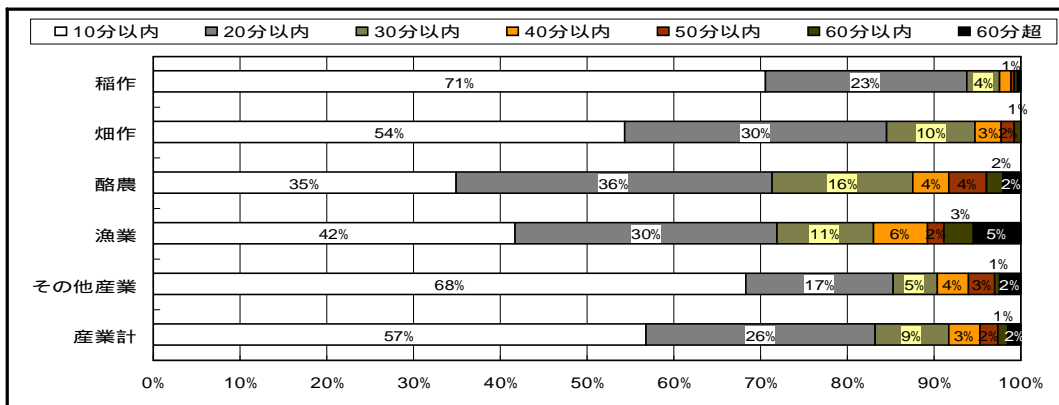
< 図 - 1 2 > 集落人口別集落数の構成比



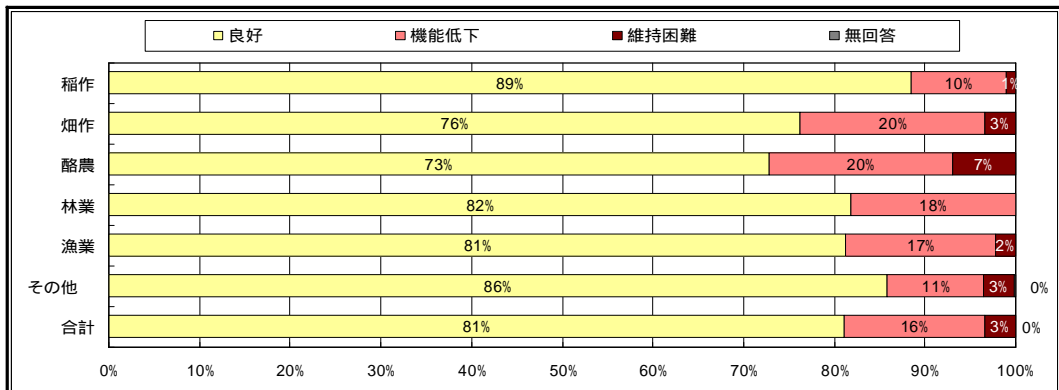
< 図 - 1 3 > 高齢化率別集落数の構成比



< 図 - 1 4 > 役場までの所要時間別集落数の構成比



< 図 - 1 5 > 集落機能の維持状況の構成比



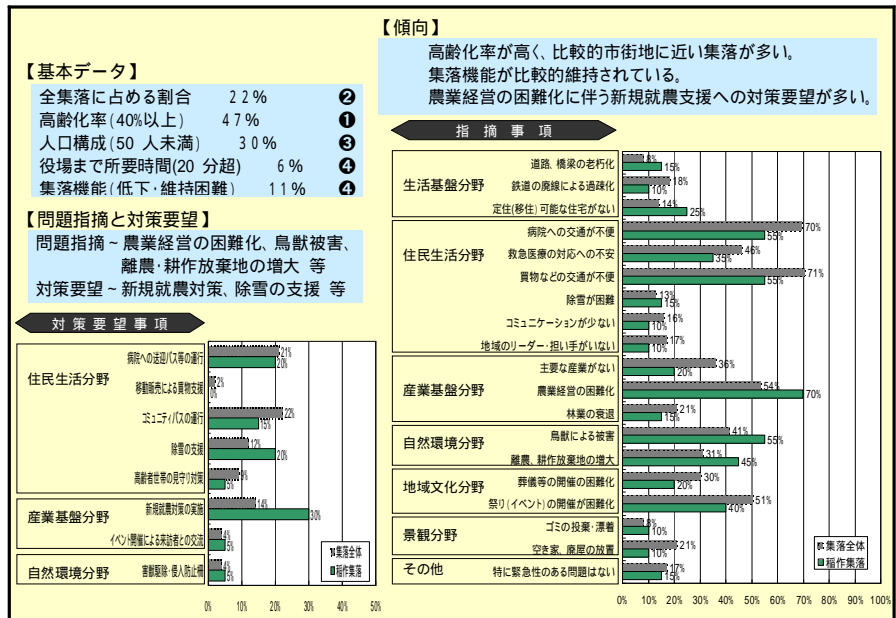
3 基幹産業別集落の状況

(1) 稲作集落

稲作集落の傾向としては、他の集落に比べ高齢化率が高いものの、市街地に近い集落が多いなど、集落機能が比較的維持されている傾向が見られます。

指摘事項としては、農業経営の困難化、鳥獣被害、離農・耕作放棄地の増加など、対策要望としては、新規就農対策の実施、除雪の支援などが挙げられています。

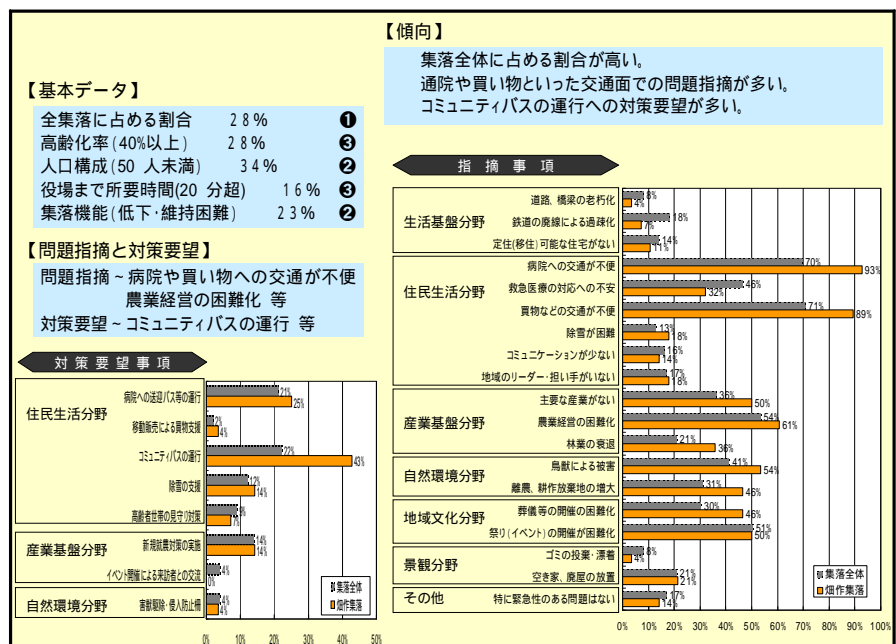
< 図 - 16 > 稲作集落における問題指摘等の状況



(2) 畑作集落

畑作集落の傾向としては、集落に占める割合が高く、指摘事項としては、通院や買い物に関する交通の不便さ、農業経営の困難化など、対策要望としては、コミュニティバスの運行などが挙げられています。

< 図 - 17 > 畑作集落における問題指摘等の状況

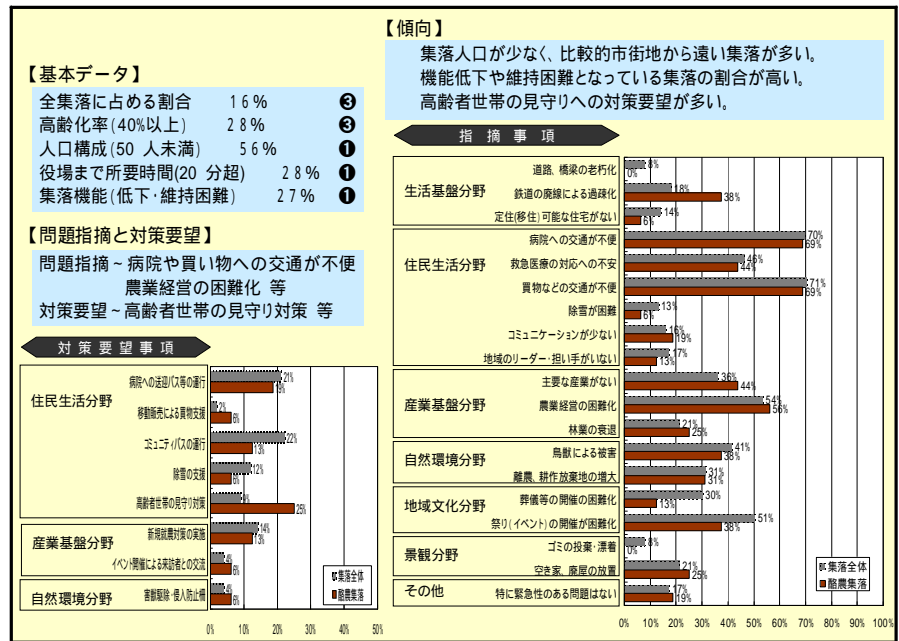


(3) 酪農集落

酪農集落の傾向としては、他の集落に比べ集落人口が少なく、比較的市街地から遠い集落が多く、その機能が低下して維持困難となっている傾向が見られます。

指摘事項としては、通院や買い物に関する交通の不便さ、農業経営の困難化など、対策要望としては、高齢者世帯の見守り対策などが挙げられています。

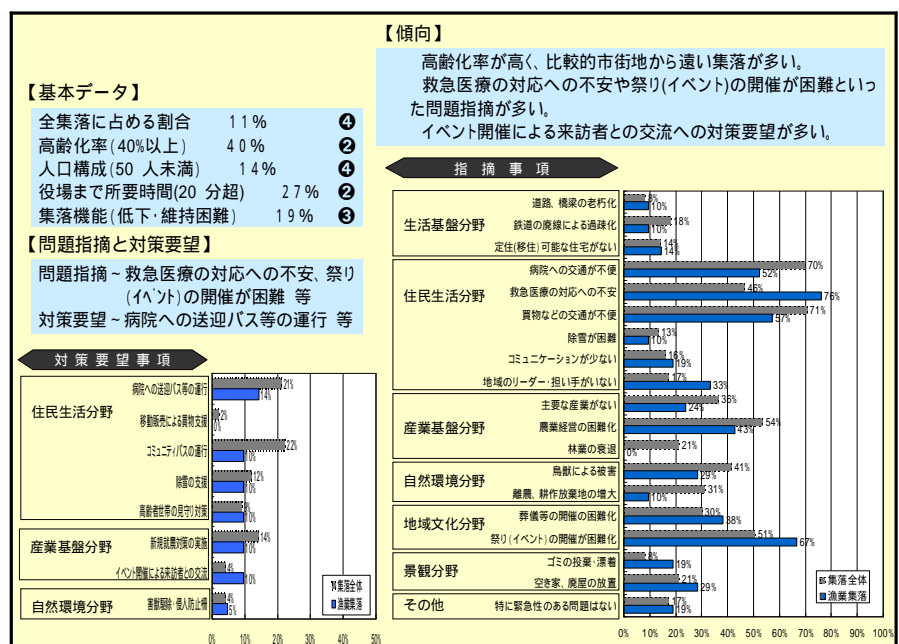
< 図 - 18 > 酪農集落における問題指摘等の状況



(4) 漁業集落

漁業集落の傾向としては、他の集落に比べ高齢化率が高く、比較的市街地から遠い集落が多い傾向にあります。指摘事項としては、救急医療への対応の不安、祭り(イベント)の開催が困難など、対策要望としては、病院への送迎バス等の運行などが挙げられています。

< 図 - 19 > 漁業集落における問題指摘等の状況



4 人口類型別集落の状況

本調査において、「集落人口が少ないほど集落機能が低下している割合が高い」「高齢化率が高いほど集落機能が低下している割合が高い」という傾向が見られたことから、人口と高齢化率に着目し、以下の集落人口類型別に問題指摘と対策要望の傾向を分析しています。

< 集落人口類型 >

類型 A：高齢化率50%以上 かつ 人口51人以上 ... 14集落（13自治体）

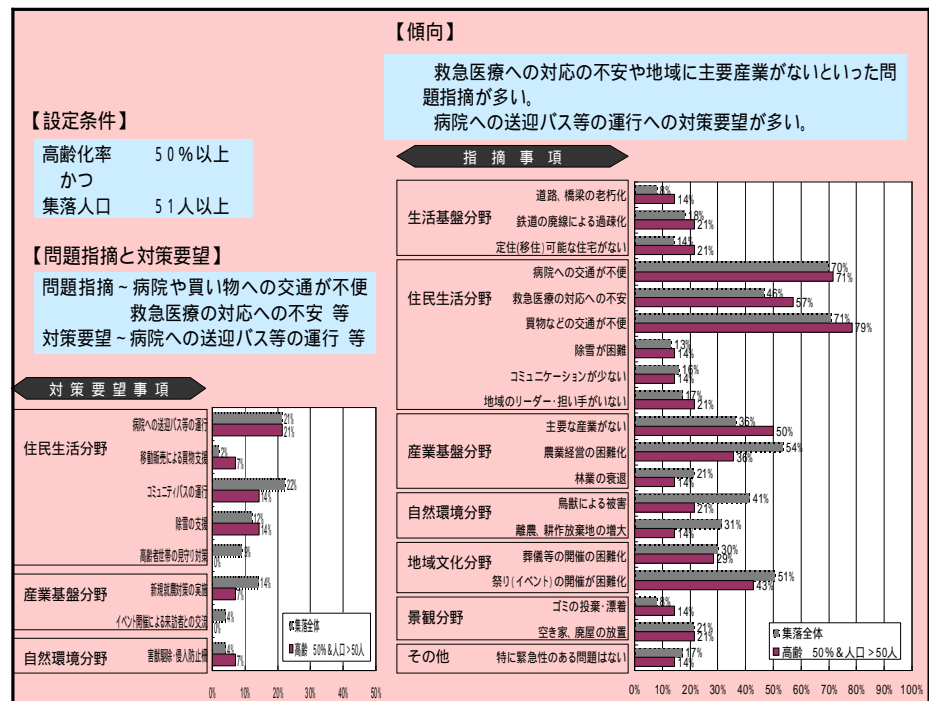
類型 B：高齢化率50%以上 かつ 人口50人以下 ... 34集落（28自治体）

類型 C：75歳以上の高齢者の割合が50%以上 ... 9集落（8自治体）

(1) 人口類型 A

人口類型 A の傾向としては、救急医療への不安や地域に主要産業がないといった指摘事項が多く、対策要望としては、病院への送迎バス等の運行などが挙げられています。

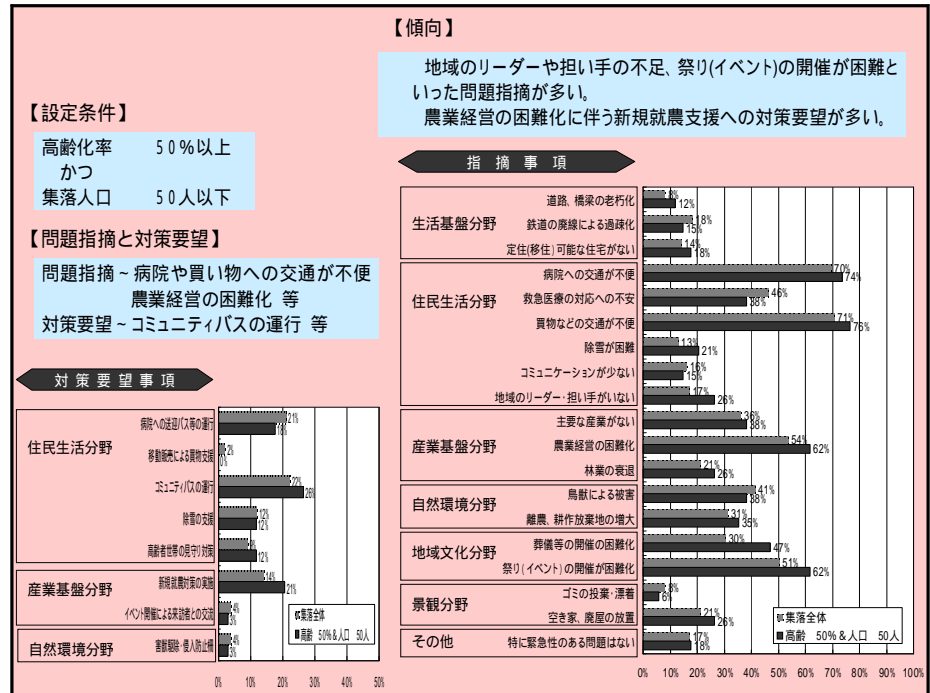
< 図 - 20 > 人口類型 A における問題指摘等の状況



(2) 人口類型 B

人口類型 B の傾向としては、地域のリーダーや担い手の不足、祭り（イベント）の開催が困難といった指摘事項が多く、対策要望としては、農業経営の困難化に伴う新規就農支援、コミュニティバスの運行などが挙げられています。

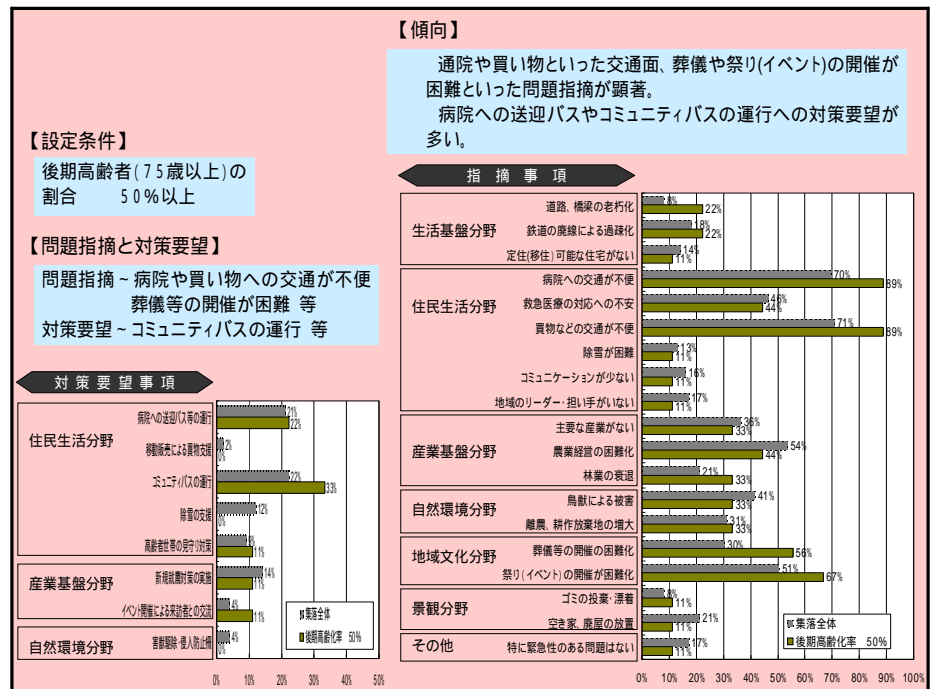
< 図 - 2 1 > 人口類型 B における問題指摘等の状況



(3) 人口類型 C

人口類型 C の傾向としては、通院や買い物などの交通面、葬儀や祭り（イベント）の開催が困難といった指摘事項が顕著であり、対策要望としては、病院への送迎バスやコミュニティバスの運行などが挙げられています。

< 図 - 2 2 > 人口類型 C における問題指摘等の状況



第2 集落維持・活性化推進事業（地域づくり総合交付金）の概要

事業名	集落デマンド交通導入事業		集落巡回販売（買物支援）事業		その他集落の維持・活性化に資する事業		
					集落空き家・空き店舗等活用促進事業	総合振興局・振興局長が特に認める事業	
区分	ハード事業	ソフト事業	ハード事業	ソフト事業	ハード事業	ソフト事業	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両購入費 10人以下車両に限る。 ・ 配車システム導入経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費 ・ 運行経費 ・ 委託料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両購入費 移動販売用車両に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費 ・ 運営経費 ・ 委託料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家、空き店舗購入経費 改修又は補修に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定費 市町村に限る。 ・ 運営経費 ・ 委託料 	
支援の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ デマンド交通導入に係る車両 一体的に整備する運行に必要な機器等を含む。 ・ 配車システム導入経費 	<ul style="list-style-type: none"> < 備品購入費 > ・ PC（ソフトウェア含む。）等 < 運行経費 > ・ 賃金（本事業のための採用職員に限る）、車両借上費用、車両がリソ代、システムリース料、システム保守料、通信料、光熱水費、事務所賃料等 < 委託料 > ・ デマンドバス運行に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動販売用車両 一体的に整備する巡回販売に必要な装備を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> < 備品購入費 > ・ PC（ソフトウェア含む。）等 < 運営経費 > ・ 賃金（本事業のための採用職員に限る）、車両借上費用、車両がリソ代、車両保守料、通信料、光熱水費、事務所賃料等 < 委託料 > ・ 集落巡回販売に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家・空き店舗を購入する経費 ・ 既存施設の改修又は補修に要する経費（集落の課題解決に資する施設であって、市町村の所有にする場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> < 計画策定費 > ・ 事務費、旅費、調査費等 < 運営経費 > ・ 賃金（本事業のための採用職員に限る）、通信料、光熱水費、事務所賃料等 < 委託料 > ・ 集落対策行動計画策定事業の策定に係る委託料（市町村に限る。） ・ 集落問題解決に資する事業の委託料 	
交付対象者	・ 市町村						
実施主体	・ 市町村、NPO法人、公益法人等				・ 市町村 ・ 市町村、NPO法人、公益法人等		
交付率	・ 1 / 2 以内						
限度額	上限	・ 1 億円	・ 500 万円 NPO等は300 万円	・ 1 億円	・ 500 万円 NPO等は300 万円	・ 1,000 万円 集合住宅は2,000 万円	・ 500 万円 NPO等は300 万円
	下限	・ 50 万円	・ 50 万円 NPO等は10 万円	・ 50 万円	・ 50 万円 NPO等は10 万円	・ 50 万円	・ 50 万円 NPO等は10 万円
支援期間	-		・ 3 カ年	-		・ 3 カ年	・ 3 カ年
交付金の算定方法	・ 対象経費の 1 / 2 間接補助は市町村が補助する額の 1 / 2	・ 対象経費から料金収入を除いた 1 / 2 NPO等は市町村が補助する額の 1 / 2	・ 対象経費の 1 / 2 間接補助は市町村が補助する額の 1 / 2	・ 対象経費から料金収入を除いた 1 / 2 NPO等は市町村が補助する額の 1 / 2	・ 対象経費の 1 / 2	・ 対象経費から料金収入を除いた 1 / 2 NPO等は市町村が補助する額の 1 / 2	・ 対象経費から料金収入を除いた 1 / 2 NPO等は市町村が補助する額の 1 / 2